

一般（刑企）第173号
平成28年12月27日

各 所 属 長 殿

山 形 県 警 察 本 部 長

押収物還付公告の適正な運用について（通達）

刑事訴訟法第499条に定めた押収物還付公告（以下「還付公告」という。）については、押収物還付公告令及び犯罪捜査規範の各規定に基づき実施しているところであるが、これら規定に基づく捜査上の留意事項は下記のとおりであるので、適正な運用に努められたい。

本通達の発出に伴い、「押収物還付公告の適正な運用について」（平成23年8月17日付け一般（刑企）第80号）は無効とする。

記

1 捜査上の留意事項

(1) 還付公告の可否の検討

押収物を処分するためだけの手段として安易に還付公告を用いるべきではなく、第一次捜査権を有する警察として、犯罪の態様・軽重、証拠としての価値・重要性、公判への影響等留置の必要性を十分検討した上で還付公告の可否を判断すること。

(2) 受還付人の所在捜査の徹底

還付公告できる場合について、刑事訴訟法第499条において、「押収物の還付を受けるべき者（受還付人）の所在が判らないため、又はその他の事由によって、その物を還付することができない場合」と規定しているが、これは、

ア 住居の移転等により、受還付人の所在が不明

イ 遺留者や贓物の被害者等受還付人の身許が不明

等の場合をいい、還付が、真の権利者に返還することで押収の効果を解くことに鑑み、受還付人の所在捜査を徹底すること。

(3) 廃棄又は換価の処分

刑事訴訟法第499条は、還付公告期間内（公告をした日から6か月以内）でも、価値のない物は廃棄し、保管に不便な物は、これを公売してその代金を保管することができることを規定しているが、還付請求期間中に払い戻し有効期限や換金日が到来する入場券、勝馬投票券、当選宝くじ等については、権利者保護の観点から、

期日が切迫した時点で換金して保管すべきと解されることから、確実にその措置を講じること。

なお、廃棄又は換価の処分を行ったときは、「廃棄処分書（犯罪捜査規範別記様式第10号）」又は「換価処分書（同規範別記様式第11号）」を確実に作成し、処分の経過を明らかにしておくこと（同規範第113条第2項）。

(4) 証拠保全

還付公告した押収物を廃棄又は換価の処分を行うに当たっては、その物の状況を写真、見取図等により明らかにしておくこと（犯罪捜査規範第113条第1項第1号）。

(5) 警察本部長又は警察署長の指揮

犯罪捜査規範において、司法警察員が押収物の還付公告、廃棄又は換価の処分を行う場合は、警察本部長又は警察署長の指揮を受けなければならないことを規定しており、よって、指揮事項及び指揮に対する結果を事件指揮簿に記載し、その経過を明らかにしておくこと。

2 国庫帰属

還付公告をした日から6か月以内に還付の請求がないときは、その物は国庫に帰属することとなるが、国庫帰属の手続は別途定める。

【担当】 刑事企画課捜査管理係